

令和元年度農福連携障がい者就労支援事業（農福連携促進事業及びマルシェ事業）
の委託に係る企画提案競技実施要領

1 事業の目的

本県の基幹産業であり、担い手確保が大きな課題となっている農業については、県内全域で広く取り組まれていることに加え、障がい者の障がい特性に応じた多様な作業の確保が期待される。

このため、本事業では施設外就労の場を求める就労継続支援事業所と農業経営体等との農作業等のマッチング支援を実施するほか、農業に取り組んでいる就労継続支援事業所の取組状況の紹介や生鮮野菜等の販売会を行うマルシェを開催することにより、障がい者の工賃・賃金向上については一般就労に資することを目的に実施する。

2 委託業務の内容

別紙「令和元年度農福連携障がい者就労支援事業（農福連携促進事業及びマルシェ事業）業務委託仕様書」のとおり。

3 委託契約額の上限

7,364,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は、提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別添仕様書に明記した企画内容の履行までに要するすべての経費を含む。

4 企画提案競技について

(1) 受付期間

令和元年7月16日（火）～7月31日（水）（期日厳守）

(2) 企画提案競技参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始決定の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ⑥ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(3) 応募書類

全てA4サイズ、片面印刷で作成すること。

- ①応募書（様式1）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③団体概要（様式2）
- ④見積書（任意様式）

見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。

⑤業務実績

過去5年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）

①及び③は(4)に示す事務局で令和元年7月16日（火）～7月30日（火）まで配布するほか、ワード又はエクセル様式で県ホームページにも掲載する。

(4) 応募書類の提出方法

応募書類①～⑤をクリップ留めし、正本1部、副本3部を郵送又は持参（令和元年7月31日（水）17時必着）すること。併せて、①～⑤のファイルを下記連絡先宛メールで送付すること。

[郵送・持参先、お問い合わせ先]
〒880-8501 宮崎県福祉保健部障がい福祉課就労支援担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
電 話：0985-32-4471
F A X：0985-26-7340

5 スケジュール（予定）

- 令和元年7月16日（火） 公告
- 令和元年7月23日（火） 企画提案競技への参加申込期限 午後5時まで
- 令和元年7月23日（火） 質問受付期限
- 令和元年7月31日（水） 企画提案書等提出期限
- 令和元年8月 6日（火） 審査結果通知

6 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

- (1) 提出場所 上記4の場所
- (2) 令和元年7月23日（火）午後5時まで（郵送でも必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②代理人を選定した場合であれば、委任状（様式第2号）
- (5) その他
 - ①電子メール又はファクシミリで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
 - ②郵送、電子メール又はファクシミリにより参加申込書を受け付けた場合には、県

障がい福祉課から電話確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡がない場合には障がい福祉課に問い合わせること。

（令和元年7月23日（火）に参加申込書を提出した者は、当日中に障がい福祉課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）

- ③参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

7 質問及び回答

(1) 質問

①質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を以下により提出すること。

ア 提出先は上記4とし、電子メール又はファクシミリとする。

イ 件名は「令和元年度農福連携障がい者就労支援事業（農福連携促進事業及びマルシェ事業）委託業務企画提案競技」とする。

②受付期限

令和元年7月23日（火）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日から起算して土日を除く原則3日以内に回答するものとします。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答する。

8 委託業者選定方法

提出された企画提案書等により評価を行い、選定するものとする。

9 結果の通知

採用・不採用については、文書にて通知する。

10 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

なお、候補者との間で協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行うものとする。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県財務規則第2号）第101条の規定による。

11 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 2件以上の企画提案をしたとき
- (4) 提出期限までに企画提案書を提出しなかったとき
- (5) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱をした

又は提案をしたとき

(6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

12 その他

(1) 本事業の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案者から提出された書類は返却しないものとする。

なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らさないこと。

(4) 見積額については、宮崎県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。

(5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。